

16—01 P U D T

ひな形、見本又は証拠物件の還付の手続

ひな形、見本又は証拠物件の還付の手続は以下のように行う。

1. ひな形、見本

(1) あらかじめ還付の請求があったとき

ア 審判が終了したときは還付する旨の通知をする。

イ 審判に係属している場合において、還付の請求があったときは還付通知を発せず、領収書を提出させて還付するが、特に必要と認めたときは事件が確定するまで還付せず、若しくは期限を付して還付し、還付したひな形、見本を再度提出させる。

ウ 還付する旨の通知を発送した日から30日以内に、還付を請求した者が受取りの手続をしないときは、特許庁で処分する（特施規 § 15②、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

(2) あらかじめ還付の請求がないとき

事件の確定後、再度還付請求の有無を確認し、請求なし（還付不要）のときは、特許庁で処分する。

(3) 記録に連続してある、ひな形、見本を還付したときは「ひな形、見本は還付した。」旨を記載した様式1の用紙を記録に連続する。

なお、記録に連続してある、ひな形、見本は、還付しないときは、そのまま記録に連続しておき処分しない。

2. 証拠物件

(1) あらかじめ還付の請求があったとき

ア 審判が終了した後、原物に代えて保存できる謄本、図面又は説明書を提出させたのち還付する。ただし、謄本、図面又は説明書を提出させる必要がないと認めたときはこの限りでない。

イ 審判に係属している場合において、還付請求があったときは還付通知をせずに領収書とともに還付する証拠物件の謄本などの提出をさせたのちに還付するが、特に必要と認めたときは事件の確定するまで還付せず、若しくは期限を付して還付し、還付した証拠物件を再度提出させる。

ウ 還付する旨の通知を発送した日から30日以内に、還付を請求した者が受取りの手続をしないときは、特許庁で処分する。

(2) あらかじめ還付の請求がないとき

事件の確定後、再度還付請求の有無を確認し、請求なし（還付不要）のときは、特許庁で処分する。

(3) 記録に連続してある証拠物件を還付したときは、それに代えて提出された謄本、図面又は説明書、及び「証拠物件は還付した。」旨を記載した様式1の用紙を記録に連続する。

なお、記録に連続してある証拠物件は、還付しないときは、そのまま記録に連続しておき、処分はしない。

3. 還付の手続

(1) 還付するときは、様式2の通知書に必要事項を記入し、還付請求人に通知する。

(2) ひな形、見本または証拠物件を還付するときは、全て様式2の裏面の様式による領収書を提出させる。

(3) 還付が郵便によるときは、郵送料概算額に相当する額の郵券（切手）を提出させ、過分を生じたときは返送し、不足のときは必要に応じ、不足額に相当する額の郵券を提出させる。

(4) 還付すべきひな形、見本又は証拠物件が、いちじるしく大型

であるもの、その梱包ないし運搬について特殊な取扱いをするもの等郵便物として取り扱うことが困難であるときは、還付請求人（代理人）において、梱包、運送業者を手配、特許庁職員が立ち会いの上で、当該業者が梱包、搬出を行う。

4. ひな形、見本、又は証拠物件の処分

(1) 還付しない物の処分は、保管庫の収容能力などを斟酌の上、必要に応じて数か月分を一括して行う。

(2) 処分の方法ないし独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報館」という）への保管替えの手続は、その都度審判課長が会計課長又は情報館理事長と協議の上決定する。

5. 特許（商標登録）異議の申立ての審理において、ひな形・見本、証拠物件の提出があったときの還付の手続も上記1～4に準じる。

様式1

| | |
|-----------------|-----------|
| 無効〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇 | |
| 異議〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇 | |
| は | ひな形・見本 |
| | 証拠物件 |
| 平成 年 月 | 日付けで還付した。 |
| | 審判部 審判課 |

様式 2

ひな形、見本
証拠物件 還付通知

平成 年 月 日

殿

特許庁長官
(特許庁審判長)

無効〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇

異議〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇

本件のひな形、見本、証拠物件は用済みとなりましたので還付を希望される場合は本通知書発送の日から30日以内にその受取りの手続をして下さい。

なお、上記の期間内に手続をされないときは当庁において任意に処分いたします。

注 意

1. ひな形、見本または証拠物件の受取をするには領収書を差し出して下さい。本書裏面を領収書用紙にご利用下さい。
2. 郵便などにより送付を希望される場合は領収書とともに郵券(切手) 円分を差し出して下さい。

(注) 審判事件係属中の場合は審判長名とする。

様式 2 裏面

| | | | |
|------------------------------|---------------|--------|-------|
| ひな形、見本 証拠物件 | | 領 収 書 | |
| | | 平成 | 年 月 日 |
| | | 殿 | |
| 特許庁長官 (特許庁審判長) 受取人住所 | | | |
| 氏 名 | | 印 | |
| 無効 | 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇 | | |
| 異議 | 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇 | | |
| 特願 | 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇〇〇 | | |
| 本件に関する下記のひな形、見本、証拠物件を領収しました。 | | | |
| 甲 | 第 | 号証 ～ 第 | 号証 |
| 乙 | | | |
| (原本・写し・物件) | | | |
| | | 各 | 通 (個) |

(改訂H27.2)